学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童・生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童・生徒たちが意欲をもち安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和３年 ８ 月

北海道紋別養護学校

Ⅰ　いじめとは

1　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2　いじめの内容

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○ 仲間はずれ、集団による無視をされる

○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする

○ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする

○ 金品をたかられる

○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3　いじめの要因

○ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

○ いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

○ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○ いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る

○ いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題である事から、児童生徒の発達の段階に応じた男女平等、子ども、高齢者などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4　いじめの解消

いじめが解消している状態とは少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること。

○ いじめに係る行為が止んでいること

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること

Ⅱ　いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

1　日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための指導体制

学校経営方針

○ 学校いじめ防止基本方針の周知
○ いじめの根絶に向けた取組
○ 保護者・地域との連携

いじめ防止対策委員会

○ 学校いじめ防止基本方針の作成・改善
○ 校内研修会の企画・立案・実施
○ アンケート調査の実施
○ 調査結果の分析、報告の整理
○ いじめ防止のための事例検討の実施
○ いじめが疑われる案件の確認
○ 指導・支援方針の協議

未然防止対策

● 児童生徒の状況把握
● 一人一人に分かりやすい授業づくり
● 特別活動・道徳教育の充実
● 情報教育の充実
● 人権教育の充実
● 保護者・地域との連携

早期発見

● 情報の収集
（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）
● 相談支援体制の確率
（個人面談の実施）
● 被害児童生徒の保護の徹底
● 情報の共有
（学校いじめ対策委員会への報告）

緊急対応

いじめ防止対策委員会

教育局・特別支援教育課への報告

2 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組

いじめの認知　発見者 → 生徒指導部長 → 教　頭 → 校　長

いじめ防止対策委員会

Stage A【対策部会】
Stage B【対策会議】
いじめ防止対策委員会メンバー
- 教頭
- 生徒指導部長
- 各部主事
- 寮務主任
- 情報部長
- 地域コーディネーター２名

生徒指導部長による招集
○ いじめの認知報告
○ 調査の方針・方法の検討
- 目的・優先順位・期日・担当

○ 指導方針の検討
- 指導体制の確立
- 指導・支援の対象と具体的な手立て

○ 共有・共通理解の準備
- 状況の把握と準備
- 周知、説明の準備

Stage C【重大事態会議】
- 校長
- いじめ防止対策委員会メンバー

○ 状況説明
- 当該保護者への対応
- 児童・生徒への説明（全校集会）
- 保護者、地域への説明
  （保護者説明会等）
- 報道対応

対応の手順

事実関係の把握・調査
支援方針の決定
いじめ解決への特別な指導・支援 → 継続（対応の継続）
経過観察・通常時での指導 → 収束（観察の継続）

職員会議	保護者	地域	教育局	関係機関
・情報共有 ・対応策の検討 ・被害児童生徒の保護	・状況説明 ・対応方針の説明 （被害者加害者双方）	・協力要請	・報告 ・指導・助言 ※北海道いじめ問題審議会	・協力体制

Ⅲ　いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童・生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感および規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- 児童・生徒の状況把握
  - 個別の教育支援計画の活用
  - コミュニケーション能力の育成
  - 一人一人に応じた授業づくり
- 特別活動・道徳教育の充実
  - 人権意識の理解・啓発
  - ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
  - 児童生徒会活動・係活動の充実
- 教育相談の充実
  - 担任による教育相談（保護者への聞き取りを含む）
  - 生徒指導担当者による教育相談
  - コーディネーターによる教育相談
- 情報教育の充実
  - 「情報」におけるモラル教育の充実
  - 教科等を合わせた指導の中での情報教育の充実
  - 学校全体を通した情報教育の充実
- 保護者、地域との連絡
  - 学校公開の実施
  - 関係機関との連絡体制の構築
  - 学校評議員会での説明・協力要請
  - ＰＴＡへの説明・協力要請
  - 保護者懇談会等での説明

Ⅳ　いじめの早期発見

　いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童・生徒の言動に留意するとともに、なんらかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

情報の収集

- 教職員の観察からの気付き
- 養護教諭からの情報
- 児童・生徒からの相談・訴え
- 懇談などの実施
- 各種調査からの気付き

※情報の収集項目　いつ・どこで・だれが・何を・どのように

相談体制の確立

- 相談窓口の設置（学校内）及び周知（学校内外）

情報の共有

- 情報の整理・分析
- 教職員への情報提供
  - ・報告内容・経路の明示と報告の徹底
  - ・職員会議での情報共有
  - ・対象児童生徒の状況
  - ・入学、卒業、転出入、進級時の引き継ぎ

■ チェックリストの活用 ■

いじめられている児童生徒のサイン	児童・生徒名							
サイン								
遅刻・欠席が増える								
遅刻・欠席の理由を明確に言わない								
教師と視線が合わず、うつむいている								
体調不良を訴える								
保健室・トイレに行くようになる								
決められた座席と異なる席に着いている								
給食にいたずらをされている								
給食を所定の場所で食べない								
ふざけている表情がさえない								
友達とのかかわりを避ける								
慌てて下校する								
持ち物がなくなる								
持ち物にいたずらをされている								
嫌なあだ名が聞こえる								
何か起こると特定の生徒の名前が出る								
筆記用具等の貸し借りが多い								

いじめている児童生徒のサイン	児童・生徒名							
サイン								
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している								
ある児童・生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている								
教職員が近づくと、不自然に分散する								
自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる								

家庭でのサイン	児童・生徒名							
サイン								
学校や友達のことを話さなくなる								
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる								
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする								
特定の友人からの誘いをよく断る								
受信したメールをこそこそ見る								
電話におびえる								
遊ぶ友達が急に変わる								
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする								
理由のはっきりしない衣服の汚れがある								
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある								
登校時間になると体調不良を訴える								
食欲不振・不眠を訴える								
持ち物がなくなったり、壊されたりする								
持ち物に落書きがある								
お金をほしがる								

Ⅴ　いじめへの対応

1　児童生徒への対応

⑴ いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

○ 安全・安心を確保する。

○ 心のケアをする。

○ 今後の対策について、共に考える。

○ 活動の場等を設定し、認め、励ます。

○ 温かい人間関係をつくる。

⑵ いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

○ いじめの事実を確認する。

○ いじめの背景や要因の理解に努める。

○ いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。

○ 今後の生き方を考えられるようにする。

○ 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

2　関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

○ 一人一人に分かりやすい授業づくりを進める。

○ 自分の問題として捉えられるようにする。

○ 望ましい人間関係づくりに努める。

○ 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

3　保護者への対応

⑴ いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

○ じっくりと話を聞く。

○ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

○ 親子のコミュニケーション、家庭的な雰囲気づくりを大切にするなどの協力を求める。

⑵ いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

○ いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。

○ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。

○ 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。

○ 保護者の協力が必要であることを伝える。

○ 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

⑶ 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整を行う場合がある。

○ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取る。

○ 寄り添う態度で臨む。

○ 対応者を十分に検討して対応に当たる。

○ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

⑴ 教育局との連携

○ 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言

○ 関係機関との調整

○ スクールカウンセラー等の派遣要請

⑵ 警察との連携

○ 心身や財産に重大な被害がある場合

○ 犯罪等の違法行為がある場合

⑶ 福祉関係との連携

○ 家庭の養育に関する指導・助言

○ 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

⑷ 療機関との連携（学校医等）

○ 精神保健に関する相談

○ 精神症状についての治療・指導・助言

5　ネットいじめの対応

⑴ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

⑵ネットいじめの予防

ア　保護者への

○ フィルタリングへの協力

○ 保護者による情報端末使用時の見守り

○ 情報モラルについての啓発資料の配付

イ　情報教育の充実

○ 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実

○ 「総合的な学習の時間」及び「総合的な探求の時間」による情報モラル教育の充実

○ 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ　教職員の研修

○ ネット社会についての講話（防犯）の実施

⑶ネットいじめへの対処

ア　ネットいじめの把握

○ 保護者からの訴え

○ 閲覧者からの情報

○ ネットパトロール

イ　不当な書き込みへの対処

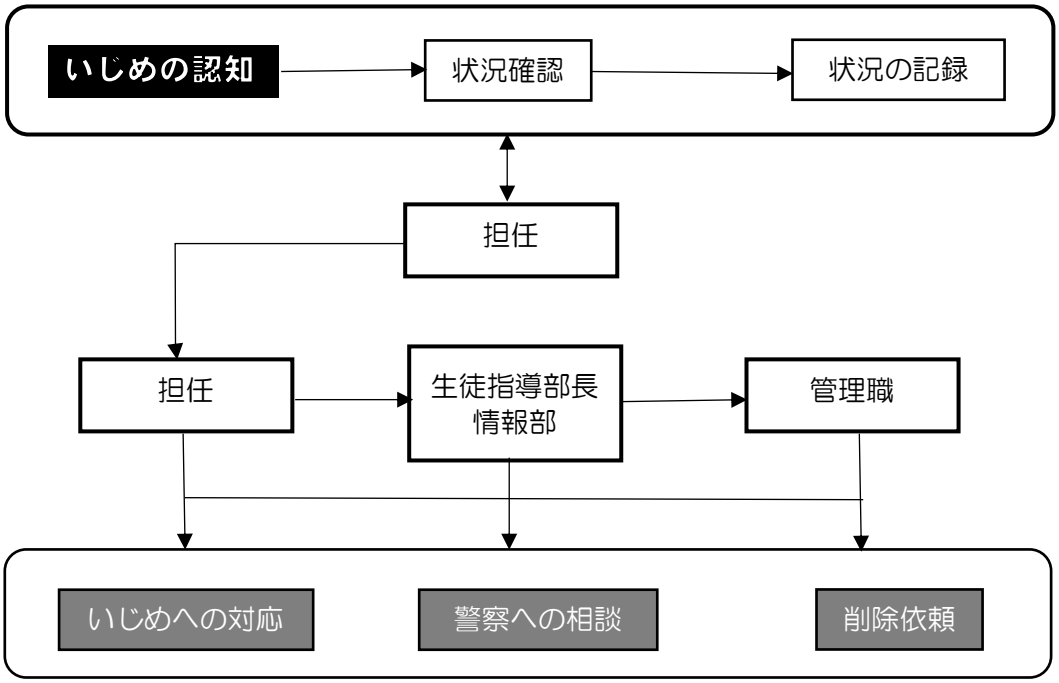

Ⅵ　重大事態への対応

1　重大事態とは

（1）児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○　児童生徒が自殺を企図した場合

○　精神性の疾患を発症した場合

○　身体に重大な障害を負った場合

○　高額の金品を奪い取られた場合

（2）児童・生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

○　年間の欠席が３０日程度以上の場合

○　一定期間、連続した欠席がある場合

2　重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に報告する。

平成２６年9月 29 日 施行
平成３０年１２月 一部改訂
令和３年８月　　一部改訂